

# オスプレイ配備ノ

## 佐賀空港駐屯地差し止め審尋2回目

佐賀空港（佐賀市）へのオスプレイ配備計画をめぐり、配備先として整備されている空港西側の駐屯地建設の差し止めを求める飯処分の第2回審尋が22日、佐賀地裁で行われた。

申し立てたのは漁業者ら4人の地権者。審尋は1回目に続き2回目も非公開で行われました。

防衛省は駐屯地の土地を取得する際、登記をもつ県

有明海漁協から国に移転登記して進めています。申し立ては実質的所有者が地権者個人であり、地権者共有の土地であるにもかかわらず、国が地権者全員の合意なしに取得したことを無効としています。

審尋後、地権者側の東島浩幸弁護士が報告。審尋で当時の南川副漁協（現・支所）の顧問弁護士が共有地について、県漁協は実体法上の所有者ではないこと

を明らかにした覚書を示したところ、裁判所が関心を示し、来月の3回目以降の予定を来年1月に4回目をを行う可能性があるとして述べました。また、3回目の審尋の際、地権者4人を原告

とする本訴を起す予定と仰いました。地権者の古賀初次さんは「新たに審尋期日が増える可能性もあり、自分の土地という思いを今後もぶつけたい」と話しました。



くすかせ広場・ARKSのルックで宣伝する参加者。22日、佐賀市